

阿見町人材育成海外留学奨学補助金 Q & A

Q この制度を利用したいのですが、年齢制限はありますか？

A あります。阿見町の若者を応援する趣旨から、申請時において30歳未満の方が対象となります。

Q 阿見町に昨年、住民票を異動させて居住していますが、対象となりますか？

A 申請時において、阿見町内に1年以上、住所登録のある方であれば対象となります。

Q 留学する学校は大学でないと対象にならないですか？

A 留学する国の正規の教育課程を履修するための、高校・大学・大学院・専門的な知識・技術・技能の習得を目的とした学校（職人専門学校等）であれば対象となります。（公立・私立は問いません）

Q この制度は返済がある制度ですか？

A 本制度は、海外留学資金の一部を補助金として無償支給するものです。申請の虚偽等、特別な事案がない限り返済の必要はないため、安心して学業に専念していただけます。

Q 申請期間はいつですか？

A 毎年4月1日から3月20日必着まで（休日の場合は翌日）
ただし、留学開始日までの1年以内に申請しなければなりません。

Q この制度を利用することによって特別な義務はありますか？

A 特別な義務はありませんが、帰国後に国際教育や留学によって得られた知識や経験を、町の学校や地域活動へ積極的に還元していただくことを期待しています。

（ウラに続く）

Q 海外留学をするにあたり、他の奨学金制度を利用する予定ですが、応募
できますか？

A できます。本制度は、他の奨学金制度を利用している方でも利用できます。

Q 以前に、この制度を利用したことがありますか、再度利用できますか？

A 過去に、この制度を1度利用された方は利用することができません。この
制度は1度限りのご利用となりますので、ご理解のほどお願いいたします。

お問い合わせ先 阿見町教育委員会 生涯学習課

〒300-0333 阿見町若栗1886-1 (中央公民館内)

TEL 029-888-2526